『3訂版 わかりやすい 古物営業の実務』 補遺

「古物営業法施行規則の一部改正」(令和6年国家公安委員会規則第2号(令和6年1月31日公布)、令和6年国家公安委員会規則第3号(令和6年2月1日公布))が公布され、令和6年4月1日に全て施行済みとなりました。

参考として、新旧対照表にまとめました。お手数をお掛けしますが、本書のご使用に際 しましては、該当条文の読替え等に御留意いただきますようお願い申し上げます。

(下線は改正部分)

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行 為)

第1条 古物営業法(以下「法」という。) 第4条第3号の国家公安委員会規則で定 める行為は、次の各号に掲げる罪のいず れかに当たる行為とする。

 $(1)\sim(47)$ [略]

(48) 金融サービスの提供に関する法律 (平成12年法律第101号) 第85条第 1号、第86条第1号、第87条第1号、 第92条第5号、第93条第1号 (第16 条第3項第1号に係る部分に限る。)又は第94条第1号、第3号若しくは第6 号(第67条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪

 $(49)\sim(60)$ [略]

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行 為)

第1条 古物営業法(以下「法」という。) 第4条第3号の国家公安委員会規則で定 める行為は、次の各号に掲げる罪のいず れかに当たる行為とする。

 $(1)\sim(47)$ [略]

(48) 金融サービスの提供及び利用環境 の整備等に関する法律(平成 12 年法律 第 101 号) 第 140 条第 1 号、第 141 条 第 1 号、第 142 条第 1 号、第 148 条第 5 号、第 149 条第 1 号(第 16 条第 3 項第 1 号に係る部分に限る。)又は<u>第</u> 151 条第 1 号、第 3 号若しくは第 6 号 (第 67 条第 1 項に係る部分に限る。) に規定する罪

(49)~(60) [略]

(本書該当:196頁)

(新設)

(氏名等の閲覧)

- 第 13 条の 2 法第 12 条第 2 項の国家公安 委員会規則で定める場合は、次の各号の いずれかに該当する場合とする。
 - (1) 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- (2) <u>当該古物商又は古物市場主が管理</u> するウェブサイトを有していない場合 2 法第 12 条第 2 項の規定による公衆の

閲覧は、当該古物商又は古物市場主のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(本書該当:17、202頁)

(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)

第13条の2 法第13条第2項第3号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により管理者の業務を適正に 実施することができない者)

第13条の3 法第13条第2項第3号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(本書該当:202頁)

(確認の方法等)

第15条 法第15条第1項第1号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証<u>その他</u>の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

(確認の方法等)

第15条 法第15条第1項第1号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

 $2 \sim 4$ [略]

(本書該当: 22、203 頁)

 $2 \sim 4$ [略]